

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（織田八茂君）

ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

各質問者の発言時間は30分以内とします。

なお、質問形式は一問一答方式となっていますので、質疑応答は簡潔に行っていただきますようお願いいたします。

質問は、6番後藤田麻美子君、7番吉原経夫君、5番折橋盛男君、3番林 健児君の順に行っていただきます。

6番後藤田麻美子君の一般質問を許します。

○6番（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

はい、6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○6番（後藤田麻美子君）

皆さんおはようございます。6番後藤田麻美子です。議長のお許しをいただきましたので通告書に従って投票率向上の施策についてを質問させていただきます。

選挙年齢を18歳以上とする改正公職選挙法が成立をし、今回の改正を受けて来年夏の参議院選挙から18歳以上の人が投票できるようになりました。全国で新たに18歳、19歳の約240万人が有権者になるとのことであります。日本の選挙権年齢が変更されるのは1945年に25歳以上の男子から現在の20歳以上の男女になって以来70年ぶりとまさに歴史的な法改正となりました。選挙権年齢引き下げの背景には少子高齢化のうねりの中で地域や社会に対する若者の意欲や関心を高めるとともに、若者の声を政策決定の現場に反映させようとする政治側の意識があったのであります。以前、本町でも中学生を対象に模擬投票を実施していただき大変ご苦労があった中でありますが、中学生の間では大変好評であったことを聞いております。日本が抱える政治課題は若者の未来と直結をしております。若い世代の声に耳を傾け、未来を見据えた政策をつくっていく社会となることが求められておりますので、ぜひとも若者が政治にもっと関心を持ってもらえるように本町としても投票率アップに向け選挙出前トークなど誰もが中学生のときに体験がで

きるそういった環境を整えていただく考えをお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○選挙管理委員会書記（大西英樹君）

議長。

○議長（織田八茂君）

選挙管理委員会書記大西英樹君、どうぞ。

○選挙管理委員会書記（大西英樹君）

投票率の向上の施策をとのご質問でございます。

大治町では平成25年度に愛知県選挙管理委員会の協力を得まして中学3年生を対象に選挙出前トークを実施いたしました。このたび公職選挙法が改正され選挙権が18歳に引き下げられたことにより中学生が政治に関心を持つことは今まで以上に重要であると考えております。今後におきましては選挙管理委員会としまして中学生に対しさまざまな体験を通して政治への関心を高めるとともに、選挙制度の理解を深めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお伺いいたします。

○6番（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

はい、6番後藤田麻美子君。

○6番（後藤田麻美子君）

ありがとうございます。本当に中学生にとりましては特に3年生におきましてはみずから3年後に選挙権をいただくわけであります。大変貴重な体験をさせていただくことになると思います。そこで投票率アップに向けての質問をさせていただきます。18歳選挙権成立に伴い、一層の町民、新有権者に対する啓発周知が必要と考えます。明年に向け、町としてはどのようにお考えをお持ちなのかお伺いいたします。

○選挙管理委員会書記（大西英樹君）

議長。

○議長（織田八茂君）

選挙管理委員会書記大西英樹君。

○選挙管理委員会書記（大西英樹君）

これまでにつきましても大治町選挙管理委員会としましては選挙に関する啓発を広報の掲載、それからホームページへの掲載、また各戸にチラシの方を配布してまいりました。ただ、今回からは若者も18歳以上が対象になるということでございますので若者にもわかりやすいような周知をしてまいりたいというふうに考えております。よろしくお伺いいたします。

○6番（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

はい、6番後藤田麻美子君。

○6番（後藤田麻美子君）

ありがとうございました。ぜひこれからの大治町の未来をつくる若者が生き生きと活躍できる環境をつくっていただくことを望んで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（織田八茂君）

6番後藤田麻美子君の一般質問を終わります。

7番吉原経夫君の一般質問を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。一般質問をさせていただきます。

1、西小学校体育館の天井板を撤去した工事により天井剥落事故が起きたが、果たして天井板落下の危険はあったのかと題して質問をさせていただきます。

大治町立西小学校体育館天井剥落事故調査委員会に対して、次の点について調査と報告を求める考えなのか。もし求めなければどういう組織でいつまでに調査し結論を出す考えなのか。西小学校体育館の天井板を撤去しましたが、果たして落下の危険はあったのか。落下の危険を何も調査しないで撤去したのではないか。落下の危険があったと町側が判断したのならどこで危険と判断したのか。文部科学省の通達によりますと「屋内運動場等の大規模な空間の天井については、目視あるいは図面診断で危険性が高いことが確認された時点で実地診断を行うまでもなく天井撤去などの対策を検討するなど迅速かつ効率的に総点検を実施」することになっています。実地診断を行わなくてもいいんです。しかし、目視あるいは図面診断で危険性が高いことをちゃんと調べてから撤去しなさいと言っております。それを踏まえて西小学校の体育館の天井板を撤去したはずでございます。しかし、設計会社の行った設計の目的は天井等脱落防止対策です。天井板を落とすことを前提とした設計の目的でございます。落下の危険性については設計会社の設計では調査を行っておりません。どこが落下の危険性が高いと確認したのですか。そもそも脱落の危険性があるかどうかを確認せずに撤去工事を行

ったのではないですか。

2点目でございます。2、少数者へ配慮した教育と過度な中学校部活動の改善を求めるとともに学校教育の根本を聞くと題しまして質問させていただきます。

大治町の3小学校の4年生行事で2分の1成人式があります。その中で保護者に感謝の手紙を渡す。保護者から手紙をもらう。自分の生き立ちを振り返ることが毎回全てではございませんが行われております。これは児童虐待を受けている子供に対して配慮が欠けているのではないですか。

大治中学校の過度な部活動は子供の心身に悪影響をもたらしているのではないですか。特に夏休みに丸1日行われている部活動は暑い日中に練習を行うわけではないですが、ここ数年ほぼ毎年のように熱中症の事故があるなど問題点が多いです。せめて朝夕の涼しい時間だけ部活動を行うとかの方法で朝から夕方まで丸1日生徒を学校に拘束することはやめるべきではないですか。内田良名古屋大学大学院准教授は、ホームページや書籍の中で次のように言っております。「教育という「善きもの」は善きがゆえに歯止めがかからず、暴走していく。「感動」や「子どものため」というまばゆい教育目標は、そこに潜む多大なリスクを見えなくさせる。当の活動が内包する心身のリスクは、非教育的だからこそ生じるのではなく、まさに教育的だからこそ生じるものである。」だから大治中学校の部活動、教育的ではございます。ですが、教育的なのは本当にいいのかとそこを考えていただきたいと思います。学校教育においてこの考えは非常に大切ではないですか。

3点目でございます。マイナンバー制度導入、来月10月5日以降マイナンバー通知カードが町民の皆さんに通知されますが、それで大治町民の個人情報を守られるのかと題しまして質問させていただきます。

10月5日からマイナンバー制度の個人番号が町から町民の皆様へ通知されることになっております。日本年金機構の個人情報流出を受けて、総務省や厚生労働省が相次いで地方自治体に3つのアンケート調査を行っております。大治町にはどのような内容のアンケートが来てどのように答えたのですか。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法ですが、第27条第2項の規定により「特定個人情報評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて特定個人情報保護委員会の承認を受け」なければならないのですが、大治町はこの委員会の承認を受けているのですか。幾つかホームページなどに大治町公表しておりますが、承認は受けているのかということでございます。

4点目、国の新たな支援金を使って低所得者の保険税を軽減すべきであると考えますがどうかと題して質問させていただきます。

国は低所得者対策を強化するため国民健康保険税の軽減対象となる低所得者数

に応じた自治体への財政支援を今年度から拡充しております。この支援金は支援金の趣旨に沿って低所得者の国民健康保険税の軽減に使うべきであると考えますが、どうですか。また、町には具体的に幾らのお金が来ているのですか。平成27年度当初予算で一般会計から国民健康保険特別会計に被保険者1人当たり8,000円法定外繰り入れを行っております。しかし、ここ数年補正予算を組み、決算では被保険者1人当たり約1万9000円の法定外繰り入れとなっております。今年度このままでは国民健康保険特別会計予算が足りなくなる可能性が高く、12月来年3月に補正予算を組まなきゃならないという事態になる可能性が高いです。足りない分は例年どおり補正予算で一般会計からの法定外繰り入れを行い、この支援金を充てるべきではないと考えていますがどうでしょうか。厚生労働省は子育て支援の一環として、子供の数が多い世帯の保険税を軽減する方針を固めています。現在、国民健康保険税、大治町の制度ですと個人1人当たり均等割もありまして、子供がふえるほど保険税が高くなっております。これは子育て支援施策に反するものだと考えております。大治町として、この支援金を使って子供の数が多い世帯の個人別均等割を軽減する考えはないのでしょうか。

5番目です。平和問題と平和教育について聞くと題して質問をさせていただきます。

国会で安全保障関連法案が議論になっています。この関係で平和問題について多くの意見が交わされ町民の関心も非常に高くなっております。本日一般質問後、この法案に関する意見書の質疑、採択が行われます。この安全保障関連法案について町長はどう考えるのですか。また、この安全保障関連法案が国会で可決された場合、町民にどのような影響があると考えているのですか。町政において従来の平和施策以外に新たな施策の考えはありますか。

また、未来を担う子供たちのためにも今まで以上に平和を守っていくことがより大切になっていると考えます。教育長はこの安全保障関連法案が国会で可決された場合、町内の子供たちにどのような影響があると考えているのですか。小中学校の学校教育また社会教育において、従来の平和教育以外に新たな考えはありますか。以上5点でございます。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（織田八茂君）

教育長平野香代子君。

○教育長（平野香代子君）

1点目の西小学校体育館の天井板を撤去した工事により天井剥落事故が起きたが、果たして天井板落下の危険性はあったのかというご質問ですけれども、学校

の体育館で唯一天井のある西小学校体育館において天井等落下のおそれのある非構造部材の点検及び調査並びにその結果に基づく改修工事の実施設計を設計業者に業務委託いたしました。西小学校体育館の天井の場合、大規模空間における重量のある天井材を使用しているということで地震時に落下した場合に大きな人的被害が考えられるとの調査結果を受けております。それに基づいて天井を撤去する工事を実施したものであります。したがって、落下の危険性についてはこの調査結果に基づいて判断したものであり、改めて調査を求める考えはございません。

2点目です。少数者へ配慮した教育と過度な中学校部活動の改善を求めるとともに、学校教育の根本を聞くというご質問でございます。

2分の1成人式は、大治町においても3校とも実施しているところであります。生まれてから10年間で振り返り、今自分がここにいる意義を考え、これからの自分の生き方を考え始める機会として積極的に活用しています。ちょうど思春期に入る時期にも当たりますので自己に目が向く時期であるというふうに考えます。そういった中で自分史をまとめたり、保護者に手紙を書いたり、あるいは保護者からもらったりという場面も毎年ではございませんが、この活動は議員おっしゃるようなややもすると言にくいことを言わせることにもつながる危険は承知しているところであります。しかし、この活動を通してどの児童も自分の人生を見つめ、どう生きていくか考え始める機会になっていることも確かです。先生方、指導者は画一的に感謝することを強要したり、あるいは過去を美化したりするのではなく、児童が夢を抱いて今後生きていけるよう児童の気持ちに寄り添って指導しているところでございます。

次に大治中学校の部活動ですが、顧問の先生方の指導のもとで熱心に活動をしているところがたくさんございます。特に夏休みは一日中活動する部もありますが、日中は涼しい部屋で学習をするとともに適宜休憩を入れてメリハリのある活動に心がけているところであります。また、お盆の週であったり、あるいは試合の日程を考慮して休日を設定して生徒が家族と過ごすことができるように配慮し、心身ともに休憩、休息できるようにしているところであります。終日練習は必ずしも拘束しているというわけではなく、保護者のニーズに応じて実施しているものでもあります。現代は本当に価値観が多様化していますので、どの児童・生徒も自分の願い、あるいは力に合った生き方ができるよう指導しているところであります。学校というのは少し背伸びをさせることでそれぞれ持っている力を引き出し、伸ばす場所であるというふうに考えています。したがって、常にリスクを想定し教育計画を立て実践しているのが現実です。ただ、それが確かに児童・生徒に寄り添っているか管理職が判断して進めているのも現実でございます。以

上です。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（織田八茂君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

3点目のマイナンバー制度導入で大治町民の個人情報を守られるのかというご質問をいただいております。

最初にどのような内容のアンケートが来て、どのように答えたのかというご質問ですけれども、インターネットを介した不特定多数の外部との通信に係るセキュリティ対策や個人情報の適切な取り扱いに係る基幹システムのセキュリティ対策に関する調査がありました。これらの調査につきまして今後の情報セキュリティ対策を検討し、個人情報の流出防止のための十分な対策を進める旨の回答をしたものでございます。また、特定個人情報保護評価書について特定個人情報保護委員会の承認を受けているかというご質問であります。これにつきましては本町は特定個人情報保護評価が義務づけられた事務が13あります。このものについて基礎項目評価書を作成し、特定個人情報保護委員会に提出をしております。なお、この内容については既にホームページで公表をしております。なお、本町の評価書につきましては特定個人情報保護委員会の承認の対象になるものではありません。

次に、国民健康保険の質問をいただいております。国の新たな支援金を使って低所得者の保険税を軽減すべきではないかというご質問であります。

この支援金につきましては、支援金の趣旨に沿って低所得者の国民健康保険税の軽減に使うべきであると考えますがどうかというご質問であります。低所得者の軽減につきましては、平成27年6月議会において国民健康保険税条例の改正を認めていただきまして軽減制度が拡充をされました。この軽減分にかかる費用につきましては、国・県・町それぞれで負担をすることになっております。大治町に具体的に幾らの金額が来ているかというご質問であります。具体的な金額につきましては、例年12月に国及び県から交付決定がされるものでありますので現在ではまだ把握ができておりません。

予算不足に対して一般会計から法定外繰り入れを行い、この支援金を充てるべきではない。そういうふうを考えているがどうかというご質問であります。

議員に言われるまでもなく国保の運営は大変厳しい状況であります。低所得者の税負担の軽減を図るためにも一般会計からの一定の繰り入れを行い、ただいま運営をしておるところでございます。この支援金を使って子供の数が多い世帯の

個人別均等割を軽減する考えはないかというご質問をいただいておりますけれども、今のところ国民健康保険税の均等割について子供だけを対象にしての減免の考えはございません。

それから安保法制についてのご質問をいただいております。外交防衛の問題につきましては、これはもう国で議論すべき問題でありまして、この議場での答弁は差し控えさせていただきたいとそういうふうに思っております。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

5番目について答弁漏れがたくさんありましたが、議長が追求しないということなので先に1番目からやらせていただきたいと思います。

○議長（織田八茂君）

挙手がないものですから。

○7番（吉原経夫君）

ないです。ただ、答弁漏れがあれば当然議長が町長、教育長に答弁させるのが議長の役目だと思いますが、議長がやられないので1番目の西小の件からいきたいと思います。

先ほど教育長が調査を求める考えなしとありますが、事故調査委員会は教育長が調査を求めるところではなくて町長だと思いますが、町長の考えはどうか。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（織田八茂君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

先ほど教育長が答弁させていただきましたけれど、そのとおりでございます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

先ほど教育長は天井板撤去の設計ですね、その委託したときに同時に調査も委託したと言われましたが、設計委託の仕様書とか調査報告書の中に目的に落下の危険調査と明確に記録に書いてあるんでしょうか。

○学校教育課長（福原多加志君）

議長。

○議長（織田八茂君）

学校教育課長福原多加志君。

○学校教育課長（福原多加志君）

業務の委託内容だと思いますが、天井落下のおそれのある非構造部材の点検及び調査並びにその結果に基づく工事の実施設計業務ということになりますのでお願いします。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

落下の危険の調査とは一言も書いてないんですが、それを含んでいるんでしょうか。

○学校教育課長（福原多加志君）

議長。

○議長（織田八茂君）

学校教育課長福原多加志君。

○学校教育課長（福原多加志君）

西小の天井落下の調査をして、そのときに落下の危険がある場合については設計もお願いするという趣旨でございます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

落下の危険の調査のそれを明確に委託の仕様書とか成果報告書とかに記載があるのかどうか。だって、言葉で調査を依頼したと言ったってだめなんですよ。事故調査委員会の中でも業者の方がいろいろ言われても委員の方がちゃんと記録がないといけないと言っておるんですよ。そういう記録があるんですか、明確な文書で。

○学校教育課長（福原多加志君）

議長。

○議長（織田八茂君）

学校教育課長福原多加志君。

○学校教育課長（福原多加志君）

設計会社の方に現地調査をしていただいて現地調査報告書をもとに設計の方を実施したということになります。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

その現地調査の報告書に具体的にどのように書いてあるんですか。

○学校教育課長（福原多加志君）

議長。

○議長（織田八茂君）

学校教育課長福原多加志君。

○学校教育課長（福原多加志君）

西小学校の天井の調査をした結果なんですけれども、「大規模空間における重量のある天井の使用からも地震時での落下による人的被害を考慮し、天井落下防止対策の実施が必要と判断する」ということになっております。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

その文書の前に何か書いていないでしょうか。落下の危険は考えにくいとかそういうような表現がないでしょうか。そこら辺ちょっと読んでいただけませんか。

○学校教育課長（福原多加志君）

議長。

○議長（織田八茂君）

学校教育課長福原多加志君。

○学校教育課長（福原多加志君）

「調査の結果、照明器具、つり下げのバスケットゴール等の取りつけの状況を確認したところ、建設年数による経年劣化は見られないという判断もいたしますが」ということです。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

経年劣化は見られないというふうですね。その次はどういうふうに書いてあります。

○学校教育課長（福原多加志君）

議長。

○議長（織田八茂君）

学校教育課長福原多加志君。

○学校教育課長（福原多加志君）

もう1回調査報告書を読み上げますのでお願いします。「今回の実施調査により、直張り天井による吊り天井なしにより、その他照明器具、吊下式バスケットゴール等の取付け状況において確認したところ、建築年数による劣化状況は、あまり見られないと判断致しますが、大規模空間における重量のある天井材の使用からも、地震時での、落下による人的被害等を考慮し、天井落下防止対策の実施が必要と判断致します」

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

つまりもっと簡単に言えば、落下の危険は余り考えられない。でも、落下したら危険だから撤去するとそういう報告書なんです。当然落下したら大きいものだから危険です。落下する危険があるとは言っていないんです。また、本来でしたら設計、天井板落下の設計を委託する前に事前に調査する必要があると思うのですが、今回同時にやられている同じ業者に。教育長や学校教育課長が言うことをまとめますと同時にやっているんです。それでそういう認識でよろしいでしょうか。

○学校教育課長（福原多加志君）

議長。

○議長（織田八茂君）

学校教育課長福原多加志君。

○学校教育課長（福原多加志君）

なぜ調査ということなんですけれども、東日本大震災の災害を受けまして文部科学省より体育館の天井等の総点検の実施という通知がありました。唯一天井が

設置されている西小学校の天井について、職員の方も目視の方で調査をいたしました。天井材が西小学校ははめ込んである状態であり、一部にずれが生じている場所も確認をしました。よって落下の危険性、それから補強等の対策方法も含め設計会社に調査を依頼したものでございます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

学校教育課長、最初は設計会社に落下するかどうかの危険性の調査を依頼したと言っていたんですが、今は話が変わりまして事前に職員が目視で行ったと言っております。実際そういう記録は残っているのでしょうか。職員が目視してやったという記録は残っていますか。いつやったとか。

○学校教育課長（福原多加志君）

議長。

○議長（織田八茂君）

学校教育課長福原多加志君。

○学校教育課長（福原多加志君）

記録の方は残っていませんけれども、当然事前に安全であるかどうか、天井が落下する危険がないかというのも含め調査会社に依頼したものでございます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

先ほど事故調査委員会の委員の話もしましたが、業者さん、設計管理業者さん、施工業者さん、いろいろ言われて、ただ委員の方からは「言ってることはわかる。しかし、記録があるのか」と。「記録がなければ、それは認めにくい」と。同じことじゃないですか、行政にとっても。実際、設計会社に委託する前に教育委員会の職員が目視で確認したとありますが、記録がないのになんで証明できるんですか。当然、行政側というのは記録をとっていくものだと思うんですよ。どんな業務でも。特にこんな大事な業務だし、文科省は目視あるいは図面診断で危険性が高いことが確認された時点で対策を検討しなさいと。先に調べなさいときちつと言っているんですよ。当然その記録も残していないのになぜそんなことが言えるんですか。教育長、答弁をお願いします。

○教育部長（桑山周治君）

議長。

○議長（織田八茂君）

教育部長桑山周治君。

○教育部長（桑山周治君）

いずれにしましても天井についての調査については専門家の調査ということで今回この調査委託をした結果においてやったものですのでよろしくお願いいたします。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

最初、学校教育課長は設計会社に落下の危険の調査を依頼したと。そうしたら変わらして自分たちが先にやったと。また今、教育部長ですね、そういう落下の危険も設計会社にお願ひしたとあります。この設計会社の設計の委託書の中で、もし落下の危険がないと判断したときに当然天井板撤去の設計ができないんですが、そういうような留保事項というかそういう契約になっているのでしょうか。同時にやった、危険性がないと判断したら天井板撤去する工事設計する意味がなくなりますね。そこら辺の事項は契約書にありますか。

○9番（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君。

○9番（服部勇夫君）

暫時休憩をちょっとお願いをしたいと思います。

25年度に本議会もこの西小学校の天井板の設計委託を認めている状況があります。その折に質疑をしている。その質疑を掘り返している話ですので、その点のところを検討していただかなきゃいけないということで暫時休憩をお願いさせていただきたいと思います。

○議長（織田八茂君）

暫時休憩動議ですね。

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時36分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（織田八茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

事故調査委員会でどのような発言があったか、私も傍聴させていただいたのでそれを一つ報告させていただきますと、他の委員からつり天井でなくてシステム天井だということで落下する危険があったのかというような質問がありまして、設計会社の代表取締役の方は「落下する危険があるかどうかは調査していない。調査は天井板撤去の工事の設計であるということで町が危険性を判断したのではないか」ということを言われました。するとすぐ行政側、ちょっと公開の場でございましたので役職まで言いますと総務部長が「そんなことはない。設計会社がきちっと調査したんだと、そうじゃないか」と言われまして、設計会社の代表取締役の方は、「補助金の関係で書いた。文科省の補助金の関係でそういう記述をした」とそういうことも言われました。ただ、行政側がそういう判断だったらそれでいいということで訂正もされましたが、そういうところで非常に事前に落下する危険があるかどうか、調査したかどうか疑義があるところなので今まで聞かせていただいたんですが、教育委員会の答弁としては、設計会社に落下する危険があるかどうか調査するのを委託すると同時に同じ契約で天井板撤去の設計の委託もしたと。同じ1つの委託で危険の調査と撤去の設計を委託したということでございますが、それで間違いないでしょうか。

○議長（織田八茂君）

答弁ありますか。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

ですから、落下の危険性の調査と天井板撤去の設計を同じ設計会社にまとめて委託したというふうに言われているんですが、それで間違いありませんか。

○学校教育課長（福原多加志君）

議長。

○議長（織田八茂君）

学校教育課長福原多加志君。

○学校教育課長（福原多加志君）

議員の言われるとおりでございます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

契約の内容について少しお聞きします。もし落下の調査をして危険性がないと設計会社が判断した場合、当然天井板撤去の設計をやる必要がなくなります。そこから辺りもし天井板落下の危険がないと判断した場合は撤去の設計はやらなくていいというような留保事項は契約の中に入っているのでしょうか。契約ですからそこから辺りきちっと入っていないといけないと思うんですが、どうでしょうか。

○学校教育課長（福原多加志君）

議長。

○議長（織田八茂君）

学校教育課長福原多加志君。

○学校教育課長（福原多加志君）

おっしゃられるとおりに調査と設計を契約したものでございます。当然、調査のところで落下の危険性がないということであれば契約を変更して対処する考えがありました。それと中に疑義が生じた場合は、町との協議の上、町の指示を受けることということでそういう内容も明記してありますのでよろしく願いいたします。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

明確にそこから辺り留保の条項がないんですね。ですから、疑義が生じたら話し合いですと。設計会社にとって落下の危険がないと判断したら設計する仕事なくなるわけですよ、天井板撤去の。そのような場合、とにかく落下する危険ではなくて落下したら危険という形で当然報告書に書いて、当然落下したら危険ですから私は設計会社だったらそういうようにやって仕事を、契約ですからね、そう

いう仕事の。契約を履行するんじゃないかと。きちっとした留保事項がなければやると思うんですが、そのような考えはしていなかったんでしょうか。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（織田八茂君）

教育長平野香代子君。

○教育長（平野香代子君）

私たちは文科省の東日本大震災の対応の一つとしてつり天井及び非構造部材の調査について何度も早急に対応するようという指示は受けております。その中で体育館の天井を見たときに西小学校だけが天井があるという中で調査項目といたしまして、つり天井の有無、天井耐震性の基本項目の確認、照明器具の取り付け状況、つり下げ式バスケットゴールの取り付け状況、壁面式バスケットゴールの取り付け状況、その他の設備等の取り付け状況、鉄骨屋根の定着部の状況ということで調査を依頼したものであります。その中で私たちの目視、先ほど課長が申しあげました目視というのは天井があるなという目視だと思うんですが、そして上に上がってどうもずれているところもあるというような目視であったと思いますが、それをもとにやはり一度調査をした方がいいということで調査をいたしました。その結果、専門家である設計会社の方からこれは対応する必要があるというふうに判断をいただいたもの、天井板についても撤去した方がいいという判断をいただきました。そのことについて私たちが、私たちよりは少なくとも専門性が高いというふうに信じておりますので設計会社の判断に従って工事を、次の設計をしたものであります。もちろん議員おっしゃるようにそこでとらなくてもいいよというふうに言われたならば、当然変更契約ということでその工事については途中で変更するということになると思います。以上です。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

天井板撤去の工事は、愛知県教育委員会を通して文科省に補助金を申請しております。補助金の申請書の中に、今教育長が具体的にどこが危険だと言われましたが、そんな申請書の中に危険性をあらわすような具体的な記述はあるのでしょうか。

○学校教育課長（福原多加志君）

議長。

○議長（織田八茂君）

学校教育課長福原多加志君。

○学校教育課長（福原多加志君）

補助金の関係なんですが、落下の危険性があれば補助の対象になるという形で報告の方も受けて確認もしております。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

今言われたとおり、町が補助金を申請すれば愛知県教育委員会も国も落下する危険があると判断するわけです。どここに落下する危険、具体的な記述なりなくてもいいと愛知県の教育委員会の担当者も言っております。ですから、普通だったらどこが危険だと書くところが必要だと思うんですが、今回の東日本大震災を受けた天井板撤去の工事に関しては危険性を示す証拠はいらないと、補助金の申請書類に関しては。そういうことなんですよ。ですから、公的にどこが危険なのかという記述が残っていないんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○教育部長（桑山周治君）

議長。

○議長（織田八茂君）

教育部長桑山周治君。

○教育部長（桑山周治君）

先ほど来、議員が落下の危険性があったのかということ論点をされていますが、落下の危険性があった場合についてはすぐにでも体育館は使用できない状態にあります。この体育館については当然子供たちも学校開放の団体の方も使用しております。当然、その方々の安全性を第一に考えているものであって落下の危険性があったということであれば、先ほども申し上げましたが当然使用できないこととなります。落ちた場合に非常に自重もありますので危険があるということで教育委員会としても施工に至ったわけです。それに当たって調査ということで調査項目を上げていますし、その結果をいただいております。その結果に基づいて当然対策が必要であるということに基づいて危険があるものをなくするのが一番いいという結果になると思います。それについて施工したということでご理解いただきたいと思います。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

この落下事故に関して事故調査委員会のある委員も言われましたが、町民から「落下する危険がある天井板を撤去したら吹きつけが落下して危険になっちゃった」と言われておりますが、それどころか落下する危険があるかないか調査したかどうか疑義がある。それで撤去したら吹きつけ材が落下して危険になったということでもあります。るる行政当局、教育委員会ですね、落下したら危険だと落下する危険も判断したといろいろ言われておりますが、具体的に記録としてほとんど残されておられません。ここで目視あるいは図面診断で危険性が高いことを確認しなさいと国は文科省は言っております。もう天井板撤去したので目視はできませんが図面診断はできる。事故調査委員会ではもうやらないということならば、教育委員会または町長部局で図面診断をして疑義を晴らすべきだと考えますが、どうでしょうか。

○教育部長（桑山周治君）

議長。

○議長（織田八茂君）

教育部長桑山周治君。

○教育部長（桑山周治君）

先ほど来回答させていただいておるとおり、この天井材について等を専門家である先ほど教育長からも調査項目を述べさせていただいたと思いますが、それに基づいて調査している結果ですのでご理解いただきたいと思っております。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

専門家で調査をしているという話でございますが、事故調査委員会の中で設計会社の代表取締役の方は「落下の危険についての判断はしていない。判断をしたのは町である」とはっきりと明言されておられますので、後で否定はされましたが議会と違いまして議事録削除というものはありませんのでそういう疑義もあるわけです。業者の方はやっていないと、教育委員会はやったと言っているわけですから……

〔「議長、暫時休憩を」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

ちょっと待ってください。

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時13分 休憩

午前11時18分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（織田八茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原でございます。最後にとにかく確認をいたしますが、いろいろ落下する危険があるかどうかの調査。行政側はしっかりやっていると、職員もやった、設計会社もやったということでございますが、私はまだ疑義があると考えておりますので、町長または教育長にですね、もう目視はできません。撤去しましたので。図面診断をするのかしないのか、それを最後に答えていただきたいと思えます。

○教育部長（桑山周治君）

議長。

○議長（織田八茂君）

教育部長桑山周治君。

○教育部長（桑山周治君）

ちょっと誤解があると思われまので一言だけつけ加えさせていただきますと、この調査については、当然体育館等の図面等々全て資料についてお渡ししての判断ですのでご理解いただきたいと思えます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

図面診断するかしないか答弁がないので、しないということによろしいでしょうか。

○議長（織田八茂君）

吉原君、次の質問に移ってください。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

答弁がないので次の3番目のマイナンバー制度について質問いたします。

8月7日の時点で国からシステムしっかりしているのかという調査が来て、大治町として10月5日までにしっかりすると。やり方として日本年金機構の場合、インターネットに接続するシステムと年金情報を扱うシステム、全く分けていたんですが、リムーバルディスク、記録媒体によってインターネット接続のシステムで作業した結果、サイバー攻撃にあつて情報が流出したということでございますが、大治町の対策として私が聞いておりますのは、同じインターネットに接続できるパソコンを設定変更で接続できないようにする。当然、設定また変えれば接続できるんですが、それで対策を立てたということでございますが、それよろしいでしょうか。

○企画課長（水野泰博君）

議長。

○議長（織田八茂君）

企画課長水野泰博君。

○企画課長（水野泰博君）

今、共有端末がございますが、それをどういう設定でということですが、議員言われるとおりに設定変更を行う予定でおります。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

国税庁のシステムはきちつとネット接続とネット接続できないのと分けて、また記録媒体も取りつけられないようなパソコンでやって万全を期しております。日本年金機構のは分けていたけれど使い方が悪くて情報が流出しました。大治町の場合、設定変更ですから変えようと思えばすぐ変えられるんです。それで万全なんですか。国からはまだそれに対していいか悪いかという判断は来ていないという話ですが、どうでしょうか。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（織田八茂君）

総務部長糸野和彦君。

○総務部長（糸野和彦君）

まず、設定変更についてでございますが、この設定変更につきましては各端末を使っている職員が簡単に設定変更できるわけではございません。当然システム管理者の権限をもたないと変更はできませんのでまずは簡単にはできないということでございます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

8月26日の参議院の最終日、マイナンバー法が通った日ですが、大臣等々の答弁の中でまだ8月7日時点でできていないのが1割か2割の自治体があって、もし10月5日までにできなければシステムには参加させないという大臣の答弁もございます。町としてはしっかりやっていると言いましても、これは国のアンケート調査ですから国からいけないと、変えなさいと対策を求められたら対策せざるを得ないし、システムに入れないと思うんですがどうでしょうか。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（織田八茂君）

総務部長糸野和彦君。

○総務部長（糸野和彦君）

国の方がどういう指示を我々の方へしてくるのかは私の範疇ではございませんが、10月5日までは今現存する国の指示を網羅できるようなシステム改修を考えておりますのでお願いいたします。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

10月5日以降、本当の番号が通知されるんですが、その前に仮の付番を行っております。仮の付番がそのまま本当の番号になっていくと。国の答弁の内容によると、もし仮の付番がついているときに情報漏えいしたら本当の番号を変えればいいと。本当の番号をつけるときに変えればいいと。もしもの話ですが、というような答弁をしておりますが、情報漏えいしたかどうかそれははっきりわからない場合も多いんですよ。今大治町、仮の付番をしております。システム変更です

ね、まだやっていないと。10月5日までに間に合わせるけれどまだやっていないという話でございますが。仮の付番ですね、情報漏えいのおそれはないのでしょうか。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（織田八茂君）

総務部長糸野和彦君。

○総務部長（糸野和彦君）

今現在でもファイアウォール、それからセキュリティ対策によるソフトウェアについては既に最新のものについての状況でございます。ただ、議員がおっしゃるような新たな攻撃があった場合、これについてはログは残っておりますのでログについて照会をさせていただき、当然攻撃があったかどうかはわかるようにはしてございます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

今ちょっと総務部長が言われたことで対策をしている、そういうウイルス対策とかいろんな対策はしているということでございます。ということは、仮の付番がインターネットを接続できる環境の中にあるのでしょうか。今のだとあるからそういう対策を立てたという話ですが、どうでしょうか。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（織田八茂君）

総務部長糸野和彦君。

○総務部長（糸野和彦君）

今、住基システムの中でどういう付番があって、どういう対策を講じているか、ちょっと担当課の方にお答えさせますけれども、今のところ私の方についてはきちっとシステムの対策については打っておるというふうに認識しております。

○福祉部長（伊藤国男君）

議長。

○議長（織田八茂君）

福祉部長伊藤国男君。

○福祉部長（伊藤国男君）

今のデータの件でございます。住基システムの中で保存はしております。表に出ないところでの領域で保存しておるということでございます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

ということは、住基システムの中で仮の付番を保存しているけれどネット接続ができない端末、設定変更はしていないということですからネット接続ができない環境なんですか。

○福祉部長（伊藤国男君）

議長。

○議長（織田八茂君）

福祉部長伊藤国男君。

○福祉部長（伊藤国男君）

そのように聞いております。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

それについては今総務部長と福祉部長、見解が違ったんできちっとした回答を……、また補正予算の中でも出てきますのでいただきたいと思います。

もう1つですね、内部のシステムと外部のシステムの間にプロキシサーバーといういわゆる記録ですね、接続記録が残るものがあるんですよ。そのプロキシサーバーですが、どのような間隔で確認をしているんでしょうか。そういう接続記録ですけれども。

○議長（織田八茂君）

吉原君、福祉部長と総務部長、見解は違っておらんよ。

○7番（吉原経夫君）

だって、ファイアウォールとかネット接続した……

○議長（織田八茂君）

ということを申し上げて答弁はどなたですか。

○総務部長（桑野和彦君）

議長。

○議長（織田八茂君）

総務部長 桑野和彦君。

○総務部長（桑野和彦君）

議員おっしゃっているプロキシサーバーでございますが、月一点検のときには管理はしてございます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番 吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

点検の間隔はどうですか。月一で、はい。月一回しか点検していないということは、だって月一回しか接続記録がわからないとハッカーからの攻撃というのはわかりにくいと思いますので、そこら辺はちょっと考えていただきたいと思えます。

情報漏えいに関してはもう国の施策でマイナンバーをやる関係で国の責任は大きいと思いますが、10月5日から通知カードを町民に送ります。きちっと町民の方全てに配付できるような体制ができていますでしょうか。

○福祉部長（伊藤国男君）

議長。

○議長（織田八茂君）

福祉部長 伊藤国男君。

○福祉部長（伊藤国男君）

配付の方法でございます。全協でもお知らせしたとおりに10月5日の日に付番がされて、それから大治町を初め全国の市町村が委託をさせていただきます地方公共団体情報システム機構、こちらの方から順次できたものから配付をするというふうに承っております。当然、大治町については大治町に住民票のある方について送付がされるということでございますので確実に皆様方のお手元にまいってくるというふうに考えております。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番 吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

大治町のホームページに8月24日付で出ていますが、マイナンバー制度。東日本大震災被災者、DV等被害者、長期入院・入所の方へということいろいろ

る届かないというおそれがあるために書いてあります。そこら辺の対策ができて  
いるのかと私は聞きたかったんですが。住民票がきちっとある方には簡易書留で  
届く、それは当たり前の話で郵政省しっかりやっていますから、ごめんなさい、  
郵政省じゃない郵便局ですね。そこら辺の答弁をいただきたいと思います。

○福祉部長（伊藤国男君）

議長。

○議長（織田八茂君）

福祉部長伊藤国男君。

○福祉部長（伊藤国男君）

今吉原議員がおっしゃった、いわゆる福島災害の関係あるいは虐待の関係。そ  
ういう方については9月25日までに事前の申請をしてくださいというようなPR  
は当然やっております。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

だから問題なのは長期間にわたって医療機関、施設等に入所しておられる方な  
んです。これは全国的にも多くの方がみえて対策立てなきゃいけないというふう  
に言われているんですが、通知する義務は国ではなくて僕は市町村にあると思う  
んですよ。だから市町村が対策を立てなきゃいけないと私は思うんですよ。総務  
省は今住んでいるところ、入所されておるところそこに住民票を移してほしいと、  
移しなさいよという指導ではあるんですが、きちっと大治町として指導というか  
お願いというかそれは個々されておられるのでしょうか。

○福祉部長（伊藤国男君）

議長。

○議長（織田八茂君）

福祉部長伊藤国男君。

○福祉部長（伊藤国男君）

今いわゆる介護施設だとか病院に入所あるいは入院されている方のことだと思  
います。介護の施設については住所をもっていかれる方もいらっしゃいます。病  
院については基本的には病院に住所設定はできないというふうに解釈しておるわ  
けですが、いずれにしてもまずは書留で各家庭に配付をさせていただくと。それ  
で不在ですとかそういったふうで届かなかったときは郵便局を介してまた役場の  
方に戻ってまいりますので、そのものについて追跡調査をさせていただいて極力

全員の方にお配りできるような体制を今後つくってまいる予定でございます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君、最後の質問になりますので。

○7番（吉原経夫君）

はい。また補正予算でもやりますので最後ですが、今福祉部長言われましたが一旦戻ってくると。そうすると原因調査ですね、国保の関係だとレセプトがあります。介護保険もレセプトあります。ちゃんと調査してちゃんと漏れなく配付できるのか。入所されておられる方がそのご自宅にどなたも今住まわっていないければ当然返ってくる。返ってきた後の対策です。どうでしょうか。

○福祉部長（伊藤国男君）

議長。

○議長（織田八茂君）

福祉部長伊藤国男君。

○福祉部長（伊藤国男君）

そういったケースについては個々いろんな状況があり得ると思っております。そのものを見てまた住民課等々で検討しながら進めてまいる予定でございます。いずれにしても紋切り型でこうしたらこうだというふうにはちょっとまいらないケースも多々あろうかと思しますので、その辺のところはご理解いただきたいと思えます。

○7番（吉原経夫君）

議長、最後です。

○議長（織田八茂君）

はい、7番吉原経夫君の一般質問を終わります。

続いて、5番折橋盛男君の一般質問を許します。

○5番（折橋盛男君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、どうぞ、折橋盛男君。

○5番（折橋盛男君）

5番折橋盛男です。議長のお許しを得ましたので、道路交通法改正に伴う自転車運転マナーの向上と環境整備について質問をいたします。

信号無視などの危険な行為を繰り返す自転車運転者に講習受講を義務づける改

正道路交通法が本年6月1日に施行されました。今回の改正法では14項目の危険運転で3年以内に2回以上検挙された場合、14歳以上の自転車運転者に有料の安全講習の受講が課せられております。講習を受けなかった場合には5万円以下の罰金が課せられます。現在、各地域の警察を中心に改正法の講習などが行われておりますが、本町の行政としての取り組みをお聞きします。自転車事故や危険運転をなくす取り組みとして自転車安全利用条例の制定や自転車保険の加入の促進、ヘルメット購入費の助成など先進的な取り組みを各自治体が行っておりますが、本町としてはどのような取り組みを行うのか。

2点目は、道路環境の整備も自転車事故防止の重要な取り組みであります。道路がでこぼこして自転車が安全に走行できないとか交通量の多い道路では安全に走行できないなどの問題点もあります。これらの問題点についてどう取り組むのか、町長の見解をお聞かせください。以上で壇上での質問を終わります。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（織田八茂君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

それでは、折橋議員の質問にお答えしたいと思います。

平成27年4月現在、愛知県下で自転車安全利用条例を制定している自治体はございませんけれども、交通安全条例に自転車の安全な利用に関する条文が盛り込まれている自治体がございますので、本町といたしましても本年度中に交通安全条例の一部改正により盛り込んでいきたいとそんなふうに考えております。

また、自転車保険の加入の促進についてでありますけれども、利用者の負担などの課題も多くあると思いますが、近年大変自転車事故が増加しております。保険に加入をしていただくように広報等で周知をしていきたいとそんなふうに考えております。

また、ヘルメット購入費の補助についてでございます。本町においては全小学校の入学児童に対してヘルメットの配付を実施しております。今後においても引き続きこれを続けていきたいとそんなふうに考えております。

次に、安全運転のための道路環境整備を今後どう取り組んでいくかというご質問をいただいております。

現況の大治町の道路では自転車専用の路側帯を確保することは非常に困難であります。歩行者及び自転車利用者の安全を確保するため通学路での道幅の狭い路線や交通量の多い路線及び幹線道路を優先にカラー塗装及び歩車道境界ブロックの塗装を実施するなど安全整備に努めているところでございます。

また、道路の凹凸や交通量の多い道路で自転車が安全に走行しにくいなどの問題もございますけれども、町内巡視や地元からの要望に応じて計画的に整備を進めてまいりたいとそんなふうに考えております。

○5番（折橋盛男君）

議長。

○議長（織田八茂君）

5番折橋盛男君。

○5番（折橋盛男君）

前向きな答弁ありがとうございます。やはりこの自転車の安全教育というのも必要で大事ではないかと思えます。今学校とかはいろんな面で取り組んでみえると思うんですが、さらに今後どのような取り組みを進めていくかということもお聞かせ願いたいと思います。

○都市整備課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（織田八茂君）

都市整備課長加藤君。

○都市整備課長（加藤 謹君）

昨年度におきましては、交通安全の一環といたしまして老人クラブの方を対象に愛知県警による交通安全教室で自転車運転の講習の方を行っております。

また、小学校におきましても自転車の安全な運転を含めた交通安全を実施しておりますので、今後も引き続き実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（折橋盛男君）

議長。

○議長（織田八茂君）

5番折橋盛男君。

○5番（折橋盛男君）

しっかりとそういう面でこういう道路交通法改正の徹底とか交通安全の自転車の取り組みですね。地域によってはスタントマンを使ってそういう事故の怖さを教えているところもありますので、そういう面の教育もしっかりやっておいてほしいと思います。

道路の整備についてですが、買い物で利用する道路とか通学路ですね、こういうところなのでこぼこが多くて走りづらい。自転車を走行しにくいというようなクレームもあるんですけれども、その辺の今後の対策というのはどういうふうに考えていますか。

○都市整備課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（織田八茂君）

都市整備課長加藤 謹君。

○都市整備課長（加藤 謹君）

昨年度に道路ストック総点検というのを実施しております。その点検の中に舗装につきましても主に幹線道路におきまして点検の方を実施しております。その点検の結果を踏まえまして本年度中に修繕計画の方を立てまして、来年度以降からその計画に基づいて順次修繕していきたいというふうに考えております。以上です。

○5番（折橋盛男君）

議長。

○議長（織田八茂君）

5番折橋盛男君。

○5番（折橋盛男君）

名古屋市浄水場の近辺ですね、ピアゴへ行く道路とかそういうところなんかは今工事をしています。そういう関係で非常に道路が傷んでいると。それから名古屋市の上水の管の取りかえですね、そういう工事で非常に道路がでこぼこしているとかいろいろあるものですから、そういう面の計画をしっかりと住民にも周知できるような体制をしてほしいんですが、その辺はどういうふうに考えてみえますか。

○都市整備課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（織田八茂君）

都市整備課長加藤 謹君。

○都市整備課長（加藤 謹君）

当然その計画に基づいて工事に入る際には近隣の住民の皆様には周知していきたいというふうに考えております。

○5番（折橋盛男君）

議長。

○議長（織田八茂君）

5番折橋盛男君。

○5番（折橋盛男君）

自転車のやっぱり安全を確保することも行政の大事な施策だと思いますので、今後ともそういう面の住民の要望をしっかりと受け入れて取り組んでもらいたい

と思いますのでよろしく申し上げます。以上で終わります。

○議長（織田八茂君）

5番折橋盛男君の一般質問を終わります。

3番林 健児君の一般質問を許します。

○3番（林 健児君）

議長。

○議長（織田八茂君）

3番林 健児君。

○3番（林 健児君）

3番林 健児でございます。議長のお許しをいただきましたので私の質問に入りたいと思います。

このたび新聞や報道機関をお騒がせした大治西小学校の天井剥落事故は町民に大きな不安を与えました。なぜなら起きるべきではない事故が起きたのですから当然といえば当然だと思います。この事故は、単に設計業者や工業者そしてメーカーがかかる費用を全額負担し、体育館を早急に使用可能な状況に回復、復旧すればよいというものではありません。この事故の本質はそこではないと私は思います。つまり、私はこの事故には構造的な原因が存在していたのではないかと考えます。調べによると、今回の工事でも事前打ち合わせに始まり、工事契約、設計から完了までを学校教育課が行っております。つまり、建築や建設にたけた人材は携わっておらず専門的な知識のない職員が契約や工事の仕様打ち合わせ等を行っていたということです。

2020年に開催される東京オリンピックも新国立競技場建設問題で設計や建築工法、建設費用など大きな国民批判を受け、日本中が大混乱に陥り、結果白紙撤回という世界的にもお粗末な状態に至りました。これも建設工法や設計について専門家でない文部科学省やその下部団体であります日本スポーツ振興センター（JSC）が担当していたことで起こった前代未聞の不祥事だと言われていています。

私は学校や体育館、福祉施設の工事には所管の部署のみならず建設部から部署の垣根を越えて参加するとかしっかりと専門部署の協力を得て技術的な話し合いや専門的な指摘ができる何か新たな対策を講じていかなければと思います。このたびの西小学校の体育館の天井剥落事故を受けて、謙虚に一つの教訓とし、このような事故を二度と起こさないためにも公的施設の工事の品質管理を町民全体が安心できるよう今後町としてどのように取り組んでいこうとされるのか、考えを聞かせていただきたいと思います。以上で壇上からの質問を終わります。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（織田八茂君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

林議員の質問にお答えしたいと思います。

その前に、今回大治西小学校体育館の剥落事故ということで大変多くの方にご迷惑をおかけいたしましたし、我々としても本当にいろんな労力をたくさん使ったというふうに今思っております反省をしておるところでございます。

現在、町が発注する各種工事につきましては、それぞれが担当する部署におきまして工事に係る事務処理を行っておるのはこれ事実でございます。設計及び施工監理については、大変多くの場合が業務委託によって民間業者が行っております。工事の監督及び完了検査については指定された職員が行っている、こういうことでございます。工事の進捗状況の確認や詳細事項の決定についても職員が施工業者及び監理業者と協議する必要があります。専門的な知識を持った職員がいない部署については委託業者へ依存することとなってしまいますので、こうした問題を解決するために今後においては専門的な知識を持った職員に他部署の案件についても協議の場に参加をしていただいて、そして指導・助言ができるような体制づくりをしていきたいとそんなふうに考えております。残念ながら専門的な職員が各部署に配置をされておるわけございませんし、工事発注というものは各部署多岐にわたって発注が行われるわけでございますので、議員言われるように垣根を越えたそういった協力体制をとっていきたいというふうに考えております。

○3番（林 健児君）

議長。

○議長（織田八茂君）

3番林 健児君。

○3番（林 健児君）

ありがとうございました。垣根を越えた体制をとっていただくということで非常に私もうれしいところなんです、独立した検査委員会だとか部署の考えというのはそこはないということによろしいですか。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（織田八茂君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

理想的にはそういった専門知識を持った職員がいて、そしてその部署ができて、どの工事についてもかかわり合っていくというのが本当は理想的だろうというふうに思いますが、なかなか人員の配置等々を考えますと早急にそういう体制を敷くというのはちょっと無理があるというふうに思っておりますので、当面はそういった知識を持った人間が相談に当たっていくというふうに考えていきたいと思っております。

○3番（林 健児君）

議長。

○議長（織田八茂君）

3番林 健児君。

○3番（林 健児君）

今までにそういう垣根を越えたサポートをしたという実績というものはあるんでしょうか。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（織田八茂君）

総務部長糸野和彦君。

○総務部長（糸野和彦君）

例えば現在防災行政無線について発注をしております。この現場につきましては建設部の職員に同行していただいて現場の確認等を行っている事例もございますし、ただ、教育委員会の方からも申し出があった場合については下水道工事等の現場の立ち会いについては建設部の職員が現場の確認をさせていただくということもあったというふうに認識をしております。

○3番（林 健児君）

議長。

○議長（織田八茂君）

3番林 健児君。

○3番（林 健児君）

私、副議長とともに調査委員会に入らせていただいておりますが、打ち合わせ、議事録等を見ますと全ての内容で一応学校教育課が対応していて、やはり僕ら素人から見てもちょっと疑問のある点も多々あるような打ち合わせ議事録になっていたのも、やはり余りにも見識がない部分での対応だったと思うんですよ。そして、今後大治町でいろいろ老朽化による福祉施設の改修だとかスポーツセンターの建物の件に関してもぜひ本当に建設部から意見をいただいて、一緒に進めていくような考えを持っていただきたいと思います。先ほど町長はやっ

ていくということでおっしゃられたので、ぜひそういう体制をとっていただきたいと思います。やはりですね、先ほども言いましたが落ちてはいけない部分で落ちたので、これは先ほどの議員のときに教育部長が言われた専門家に出してと。専門家に出したら大丈夫なのかと言ったら大丈夫じゃないからこういうふうになったわけで、この部分に関してやはり皆さんが専門的な部分にたけた人たちが集まって、そこで協議をしていただきたいと思います。調査委員会でも建設部からも出席していただいて非常に専門的な業者と対等に渡り合えるような議論が行われているんですよ。そういう部分について、薬剤の注入方法を含め建設部からそういう意見が飛んでいるんです。それがもっと前に起きていたらこういうことはなかったと思うので、ぜひともこの垣根を越えたサポート体制というのをお願い申し上げます。私の質問と変えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（織田八茂君）

3番林 健児君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。会議は午後1時30分から開始します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時52分 休憩

午後1時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（織田八茂君）

休憩前に会議を開きます。

日程第2、発議第4号安全保障関連法案の衆議院通過に抗議し、廃案を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫君でございます。提案理由を述べる前にまず謝意を述べたいと思います。本来、意見書は最終日上程、最終日採択でございますが、大治町議会9月議会は最終日9月24日木曜日でございます。国会の情勢を見ますと来週月曜日14日参議院で採択が行われるという話もございます。ですから、通例どおり最終日上程となりますと時期尚早どころか時期を失することになります。そこで議会運

菅委員長浅里委員長のご好意、また議会運営委員の皆様のご好意、また織田議長、横井副議長のご好意、他の議員のご好意などにより本日の上程を認めてもらいました。また、八神事務局長を初め事務局のスタッフの皆様も協力していただきましてまことにありがとうございます。よろしくお願いいたします。

提案理由でございます。発議第4号安全保障関連法案の衆議院通過に抗議し、廃案を求める意見書の提出について。

上記の意見書を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。平成27年9月2日提出、提出者大治町議会議員吉原経夫。

この意見書を提案する理由については意見書の中で詳しく述べております。衆議院通過後の参議院での審議を通じて明らかになったことをご説明して提案理由にかえさせていただきます。

参議院の論議を通じて、次の3点が明らかになっております。

まず第1点は、政府がこの法案の根幹部分について整合的な答弁ができなくなってきていることです。集団的自衛権行使の具体例としてパネルまで持ち出して首相が挙げた邦人輸送のアメリカ艦防護について、中谷防衛大臣は「邦人が乗船しているかどうかは絶対的条件ではない」と言い出しています。ホルムズ海峡の機雷掃海に関しても、イランの安保政策責任者が封鎖を否定しています。このように首相が集団的自衛権の具体例としたものがことごとく崩れ去っております。立法事実を国民の皆様には説明できなくなっております。

第2点は、この法案が自衛隊の軍事行動について歯どめを持たないことがさまざまな分野で明らかになってきたことです。例えば参議院の審議で明らかになったのは、アメリカ軍等への自衛隊の兵たんに関して、非人道的兵器であるクラスター弾、劣化ウラン弾、毒ガス兵器、果ては核兵器に至るまで政府は運ばないと言っておりますが、法律上は運べるということでございます。

第3点は、アメリカ軍の指揮下での自衛隊の暴走が明らかになったことでございます。統合幕僚幹部の内部資料には、アメリカ軍防護のROE（交戦規定）策定、軍事間の調整所の設置。軍事です。自衛隊を軍と言っております。の成立を前提とした南スーダンPKO（国連平和維持活動）の行動拡大が記されています。また、最近明らかになった他の内部文書に、自衛隊トップの河野克俊統合幕僚長が2014年12月の総選挙直後訪米しアメリカ軍に対して、この法案の成立時期を2015年夏までにと、まだ閣議決定も行われていないのに伝達していたことが記されています。このように国会も国民もそっちのけにした自衛隊の暴走が明らかになっていきます。戦前は天皇の統帥権という大権のもとに軍部が暴走しましたが、今はアメリカ軍の大権、つまり指揮下で自衛隊が暴走しています。

以上の理由で、参議院が良識の府としての存在意義を発揮してこの安全保障法

案を否決すること、また衆議院が再可決しないことを求めます。また、もしそれでも政府が集団的自衛権行使を必要であると考えれば、少なくとも法案ではなく憲法96条にのっとして国民に憲法改正を問うべきであると考えます。

地方自治法に12分の1で意見書の提出権があると書かれております。大治町議会、定数が12ですから1人でも出せます。そういうことで出させていただいておりますが、事前に議員の皆様にご説明などをしなかったことは、私不徳のいたすところであります。ですが、意見書の内容で判断していただきたいと思ひます。以上で提案理由を終わります。失礼します。

○議長（織田八茂君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○10番（下方繁孝君）

議長。

○議長（織田八茂君）

10番下方繁孝君。

○10番（下方繁孝君）

意見書を吉原議員からいただいております。意見書の中の自衛隊法案改正案というところの部分でございますが、「わが国の防衛に資する活動に現に従事している軍隊との」のこの軍隊、そして「連携を平時から強化し、その軍隊の防衛のためには自衛隊に武器使用を認めようとしている。」とこの文面がありますが、自衛隊は国防が基本であると解釈されています。そして、日本の平和と独立を守り国の安全を保つことを目的としている我が国を防衛する主たる任務であるというふうに自衛隊法ではうたっております。自衛隊の任務でございますが、ここにうたっている「現に従事している軍隊との連携」、軍隊とはどんな軍隊をいつているのか説明をいただきたいと思ひます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

意見書の中の8行目だと思います。意見書の題を除けば7行目ですか。「さらに自衛隊法改正案では、わが国の防衛に資する活動に現に従事している軍隊との連携を平時から強化し」ということでございますが、これは安倍首相もパネルまで持ち出した邦人輸送、日本人をそういうところからアメリカ軍の軍艦に乗ってくるとそういうことを想定、1つ目が想定しております。ただ、先ほど提案理由

でも述べましたようにそれが絶対的条件ではないと。日本人が乗っていないでもいいやと。つまり、アメリカ軍を助ける、連携すると。また、提案理由でも述べましたが、最近明らかになった内部資料の中でアメリカ軍と日本の自衛隊、日本はそれを軍事と言っていますが、軍事間の調整上、平時から話し合いの場、いろんな協力の話し場を設けるということまで書いてあります。そういう点が現に従事している軍隊、アメリカ軍との連携。他にもオーストラリアとかいろいろ想定はされておるようですが、主たるものはアメリカ軍でございます。以上でございます。

○10番（下方繁孝君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、10番下方繁孝君。

○10番（下方繁孝君）

今の説明でいきますとアメリカ軍を想定したお話でございますが、その後に自衛隊に武器の使用を認めようとしているという文言があります。武器というのはやはり自衛隊が戦闘のために武器を使用するということではないと思います。防衛のための目的であると思います。そして、認めようとしているということで決めつけた文言のように思われます。その辺のところを説明いただきたいと思えます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原でございます。自衛隊ですね、祖国防衛だとこの前の町の総合防災訓練でも言われました。自国の日本の領土の中での防衛なのかということでございますが、今回の法改正、日本の国内を想定しておりません。日本の国外でございます。そこでイラクなどの場合は戦闘行為が行われていないというところでございますが、今は戦闘行為が行われているところに兵たん活動するということで危険性がます。そこで当然相手の軍隊から攻撃される、テロリストから攻撃される。その場合、反撃していいと武器の使用をしていいということを認めております。安倍首相はいいと言っております。このことでございます。だから、日本の国内での防衛ではなくて外国、それもアメリカ軍と連携した上での防衛。そのアメリカ軍に関して言いますと、第2次世界大戦太平洋戦争は日本の先制攻撃でアメリカと戦争が起りましたが、それ以降のアメリカの戦争は全てアメリカが先

制攻撃をしております。その先制攻撃をするアメリカの防衛をするということになるわけでございます。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方、どうぞ。

○9番（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、9番服部勇夫君。

○9番（服部勇夫君）

9番服部でございます。今回の意見書、廃案を求める意見書でございますが、6月議会にも同じように慎重審議のところ意見書が上がったわけでございますけれど、提案者の方にまず質問させていただきますが、提案者としての持論であるとは思いますが、祖国防衛、自国を守ることにする考え方。今回関連法案10法ということでまとまって審議をされている部分はちょっと自分自身でもいかなものというところも考え方がありますけれども、基本的なところでは自国は自分で守る。かつ、同族民族、日本人というものが今世界情勢で世界各地に出向いているわけです。その方を守る。そういうものの危険度が高まっているからこういう関連法案を出されて日本人を守っていきましょと、それが考え方の基本にあります。その点を踏まえて、提案者の要するに自国の防衛に関しての考え方を知りたいと思います。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原でございます。自衛隊は祖国防衛、日本の国土を守るものでございます。それが今回の法案の中では自国ではなくて自国外、他国においての活動を想定しております。ですから、そもそもおかしい。イラクの場合は戦闘が行われていないというところだと。そこでも戦闘が起こりかけた。今回、兵器を運ぶ兵たん活動を行えば、必ずや戦闘が起こる。日本が戦争に巻き込まれる。邦人を守るのではなくて逆に危険にさらす。日本に対するテロの攻撃も危険性をます。安倍首相が先ほども言いましたが、そういう危ない地域の日本人をアメリカの軍艦が救ってくれる。それを助けないでどうするんだということでございますが、現実的に日本人が乗っていようが乗ってまいが関係ないと中谷防衛大臣が言っております。アメリカの軍隊を助けるものでございます。祖国防衛にはならない。逆

にマイナスだと。PKOについても南スーダンでも行動拡大が考えられていると。また、アフガニスタンなんかでもこの法律ができればアメリカから参加が強制される、そのような事態にもなっていく。逆に危険になる、日本が危険になっていく。だからこそ日本国民の6割、7割の方が反対されておられる。また、8割以上の方は本国会での成立はやめた方がいいと言っている。国民の民意でございます。私はそれに同感でございます。以上でございます。

○9番（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君。

○9番（服部勇夫君）

今自国防衛についての持論というのは全然聞こえてこない話だったと思います。考え方がないというふうにとられても仕方がないと思います。今回の場合、各国先ほども言いましたように世界中に邦人、日本人というのが活動している。民間を問わずそういう方の危険が伴う、これに対して自衛隊がPKOなり民間活動なんかでもそれを守っていきましようというふうでございますので、僕はこういう自分たちの身を守るというところには当然必要あるべき法案であると。かつ、今集団的自衛権、米国とのお話ということが出ておりますが、米国なくして日本人のあり方はないと。同盟国という位置づけをして国の方は進んでおりますけれども、そういう同盟国の相手の当然防衛はしていかなきゃいけない。隣におってたたかれたのを見ぬふりをしてそのまま見過ごすわけにはいかない。そういう考え方をもっていけばこの法案というのは自国ばかりではなく同盟国の人々を守っていくものだというふうに考えます。その点から質問なんです、もう一度自分の自国防衛論というのはございましたら答弁を願いたいと思います。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

まず、他国から攻撃を受けたら自衛権は当然日本国憲法認めております。ただ、自衛隊はどうかと言われると憲法違反だと考えます。ただ、この憲法違反の状況をつくったのは歴代の自民党政府でございます。ですから、すぐに解決できなくても将来的には自衛隊をなくしていくべきだと私は考えております。しかし、当面日本本土に対する領土に対する他国からの攻撃があった場合は自衛隊を中心に守ってもらい、それは必要だと思います。ただ、先ほど服部議員が言われたよう

に隣の人がたたかれたら助けなくていいのかということですが、アメリカは日本の同盟国でございますが、先ほどお話ししましたようにアメリカがたたかれたと、9.11ですか、そういうテロはありましたが、国と国との争いで先に先制攻撃をアメリカが受けたという例は先ほどお話ししましたように太平洋戦争、日本が真珠湾を攻撃したのが最後でございます。それ以降七十何年アメリカは先に攻撃をしています、先制攻撃。たたかれた人は守らなきゃいけない、わかります。先にたたいた人を守るのかとそういうことでございます。国連憲章の中で先制攻撃というのは認められておりません。ですから、たたかれた人を守る。これは必要だと思うんです。たたいた人に、当然たたき返して戦争になるわけですが、たたいた方が悪いに決まっています。ですから、これはたたいた人を助ける法案だと。安倍首相は先制攻撃をしたところはこの法律は適用しないといいましたが、じゃあアメリカは先制攻撃しているじゃないかと言ったところ、いやそんなことはないと否定をしております。ですから、そもそも論として先制攻撃をした国を助けることになるこの法案は自国防衛にはなりません。日本の国民を危険にさらす、戦争、テロ、非常に危険性がますことでございます。また、PKOに関しても海外でNGOなどをやられている方、自衛隊来てもらうと困ると。逆に信頼関係が現地の方となくなる。軍隊が来てもらっては困るということをはっきり言います。逆にそういう方々を危険にもさらす、こういう法案でございます。以上、ご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○9番（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君。

○9番（服部勇夫君）

3度目でございます。自国防衛論ということで自衛的な考え方を述べられたんだと思いますが、その点の中で間違ひ的なところを指摘したいと思っております。アメリカは先制的な戦争をやってきたということは、これ僕は間違ひだと思っております。国連憲章の中でうたわれての行動ということでアメリカみずからがやったわけではありません。これは安倍首相も同じこと言ってみえろと思っております。みずから望んで戦争をしに行くわけじゃないです。誰しも戦争はしたくないんです。命を落とすということは大変人間として醜いこと、悲しいことであるということ誰しもわかっています。ただ、それをおさめるにはどうしたらいいんだという手段的なお話だと思うんです。ある代議士がおっしゃっていますけれど、何もかも話し合いで済ませればいい、話し合いに応じる状況をつくれればいい。それで済んでいくなら今までの戦争というのは全てありません。それができないから現況に

なっている。今回の関連法案でありますけれども、そういう考え方を持ってして自分たちの日本人というものを守っていきましようという考えに基づいてやっている法案でありますので。人を亡くすということは悲しいことです。でも、その中に犠牲を払う。これも一部では必要になるべき話もある、それが自衛隊員である。祖国防衛だということをうたっているわけでございます。その点を考えていけば今提案者の自衛的な持論というのは大変人間として逃避をする話だと考えます。その点ではどうでしょうか。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

服部議員は国連のことを言われましたのでまず国連のことからお話ししますと、朝鮮戦争に関しては国連軍ということで国連のお墨つきがありましたが、例えば今回のこの前のイラクですね、イラクについては国連はお墨つきを与えておりません。だから有志連合ということでアメリカはやっております。また国連の中でアメリカに対して3回制裁決議が出ております。リビア、パナマ、もう1つちょっと国名は忘れましたが、そういうときに国連からもやめろと言われている国、これはアメリカでございます。そこに無条件で従うような自衛隊でいいのか。それが本当に祖国防衛になるのか、非常に疑問が強い。またですね、先ほど邦人のアメリカ艦防護とホルムズ海峡の機雷掃海のことをお話ししましたが、あといろいろ出されるのは北朝鮮の問題。当然、北朝鮮非常に問題のある国であると理解はしておりますが、本当に今朝鮮有事なのかと。実際に1994年に本当の朝鮮半島危機があったんです。その当時のアメリカのクリントン政権が北朝鮮の核施設を先制攻撃で空爆するというシナリオを立てておりました。このときにとめたのが韓国の金大統領でございます。彼がクリントンに電話して、「もしそんなことをやれば地上戦になっておびただしい犠牲者が出る。だから絶対やめてくれ。もしアメリカが北朝鮮を砲撃しても韓国軍は一兵たりとも動かさない」と批判してとめました。それに比べると今いろいろ北朝鮮との関係問題がありますが、有事といわれるものはございません。また中国との関係も尖閣諸島の問題ですね、非常に中国側に問題があると思っております。ただ、中国も軍隊は出しておりません。そこで自衛隊が出ていけば向こうも軍隊を出してくる。話が大きくなって戦闘が起りかねない。前、米ソの冷戦の対決のときは本当に死に物狂いの戦いでございましたが、今日本と中国、アメリカと中国、どちらかが倒れたらどちらも一緒に倒れちゃう。非常に貿易の依存関係も高いものでございますので何か問題があ

っても話し合いで解決しなきゃいけないと思っております。ですから、この法案は話し合いではなくて軍事で対応していこうという法案でございますのでそのことをご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、発議第4号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております、発議第4号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

最初に、発議第4号の原案に反対の方の発言を許します。

○9番（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、9番服部勇夫君。

○9番（服部勇夫君）

私はこの意見書に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほどの質疑で私も申し上げたように、この法案というのは世界中にいる日本人をまず守っていこうとそういう趣旨にのっとっております。そのものを廃案にするということはその活動中での危険度をますこととなります。その点を考えますとこの関連法案は通すべきというふうに考えておりますので、その点をもって反対をさせていただきます。

○議長（織田八茂君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

○4番（林 哲秀君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、4番林 哲秀君。

○4番（林 哲秀君）

4番林でございます。今るる質疑があったと思いますけれど、基本的な部分で憲法9条の解釈変更による集団的自衛権の行使、僕は違憲だと思います。もし集団的自衛権を行使するとするならば国民に憲法改正を問うて、それからやるべきだと思います。常々そう思っておりますのでひとつよろしく申し上げます。

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 2名]

○議長（織田八茂君）

起立少数です。したがって、発議第4号は否決されました。

日程第3、発議第5号義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○5番（折橋盛男君）

議長。

○議長（織田八茂君）

5番折橋盛男君。

○5番（折橋盛男君）

5番折橋盛男です。

発議第5号義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について。

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。平成27年9月2日提出、提出者大治町議会議員折橋盛男。

意見書案文を要約して提案理由の説明とさせていただきます。

山積する課題に対応し、全ての子供たちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定、実施が不可欠であります。

また、子供たちが全国どこに住んでいても機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であります。しかし、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されております。教育の機会均等と水準確保のために義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは国が

果たさなければならぬ大きな責任の一つであります。

よって、平成28年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定、実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保されるよう地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

提出先は、内閣総理大臣・内閣官房長官・文部科学大臣・財務大臣・総務大臣であります。

○議長（織田八茂君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、発議第5号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております、発議第5号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

討論のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決します。

発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、発議第5号は可決されました。

日程第4、発議第6号国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○5番（折橋盛男君）

議長。

○議長（織田八茂君）

5番折橋盛男君。

○5番（折橋盛男君）

5番折橋盛男です。

発議第6号国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について。

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。平成27年9月2日提出、提出者大治町議会議員折橋盛男。

意見書案文を要約して提案理由の説明とさせていただきます。

私立学校は、国公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、国においても学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、国庫助成たる各種助成措置を講じてきたところであります。

平成22年度の高校無償化の際に、公立高校は無償化される一方で私立高校生には就学支援金が支給されましたが、愛知県では県独自の授業料助成が大幅に減額され、父母負担の公私格差は大きく広がってきました。その結果、教育の機会均等が著しく損なわれ、私学を選びたくても選ぶことのできない生徒がますますふえた。そのため、私立高校は生徒の募集難に苦しみ、私学教育本来のよさを損ないかねない状況に置かれてきた。

全国的には文部科学省調査でも発表されたように、国の加算措置が多く自治体で独自制度の改善に結びついていない状況があり、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な国民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することが望まれる。

よって、当議会は政府に対し国の責務と私学の重要性に鑑み、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充するとともに、あわせて私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう地方自治法第99条により意見書を提出するものであります。

提出先は、内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣であります。

○議長（織田八茂君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています、発議第6号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています、発議第6号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから発議第6号を採決します。

発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、発議第6号は可決されました。

日程第6、発議第7号愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○5番（折橋盛男君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

5番折橋盛男君。

○5番（折橋盛男君）

5番折橋盛男です。

発議第7号愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について。

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。平成27年9月2日提出、提出者大治町議会議員折橋盛男。

意見書案文を要約して提案理由の説明とさせていただきます。

現在、愛知県においては高校生の3人に1人が私学に学んでおり、私学は公教育の重要な役割を担っております。県の私学関係予算は国の私学助成増額を土台に今年度は国からの財源措置を6年ぶりに回復しましたが、少子化による生徒の

減少も重なって多くの学園の経営は深刻な事態が続いております。

このような状況下で、この2年間、愛知県においては国の無償化政策見直しに伴う就学支援金の加算分を活用して従来の授業料助成制度を復元した。それにもかかわらず父母負担の公私格差の是正はいまだ抜本的な解決に至っておらず、私学を自由に選択できないなど公私両輪体制にとっていびつな状況が今なお続いており、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な県民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれております。

よって、当議会は父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、経常費助成についても国から財源措置のある国基準単価を土台に学費と教育条件の公私格差を着実に是正できる施策を実施されるよう、地方自治法第99条により愛知県知事に意見書を提出するものであります。

○議長（織田八茂君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君。

○9番（服部勇夫君）

9番服部でございます。愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書について質疑をさせていただきます。

このものは前年と内容的にはほぼ同じような文面がうたわれております。大治町議会として前年はどうであったかというふうに問いかけますと、私学としては学校特色をあわらすための経常経費、そのものに対しては学校負担でいかなければならない。県としては就学金なんかの増額をして全国レベルでも上位クラスにあるということで否決をしております。その点を踏まえまして今回どのように前年と意見書が異なってきたか、提案者に聞きたいと思います。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（織田八茂君）

11番浅里周平君。

○11番（浅里周平君）

ただいま服部議員の方から提案者に質問がございました。しかし、提案者については議会運営委員会の方で提案をお願いしたという経緯で、このものを採択するかどうかの審議には加わっておりません。そういった点で私が答弁した方がよ

ろしかろうという判断で挙手させていただきました。

少し説明させていただきます。今回のこの意見書の採択に当たりましては、長年私教連の方から大治町議会に陳情がございました。当議会では長年にわたって国と県に対して私学助成の議決をやってまいりました。確かに昨年は県もまあまあいいところにおるから県に対しての意見書の採択は見合わせようじゃないかということで不採択と決めました。今年度同じような陳情をいただいて議会運営委員会で審査したところ、県の経常経費の補助、全国的には30位の半ば、35位ぐらいですか、正確でもないですがそこらあたり。授業料の補助は上から3番目。平均しますと上から6番目のところにあると。これは長年変わっていない状況で昨年から悪くなったということはないし、よくなったということもない。そういった状況の中で昨年の不採択の部分も十分に議運の委員の皆さんに説明して採択していこうと決めました。そういう点で先ほど申し上げましたとおり、愛知県の財政力を考えた場合に全国的に6位でいいかどうか、そういった部分を考えて議会運営委員会では採択していこうということで出席者の全委員の賛成で決定したところであります。去年採択しなくてことし採択していかがかということがありますけれども、去年は去年、今年度は今年度、新しい議会でありまして、この議会で判断していくことのでございますので賛成者の方は大いに賛成していただきたいと私は思います。以上で説明を終わります。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

先ほど服部議員からの質問、また浅里議運の委員長からの説明、理解できるところでございますが、議会運営委員会の中で私も発言させていただきましたので、昨年も私議会運営委員会に参加しておりますので昨年は愛知県の方も積極的に私学助成をやってくれたということで大治町議会運営委員会としては不採択になりましたが、ただ、意見書の中でも述べられているように幾ら愛知県、他の都道府県よりも私学助成が充実しているといっても父母負担の公私格差というのは明らかであると。

---

そういう趣旨でお願いしたいなと思うんですが、  
そういう趣旨で提案者よろしいでしょうか。

○議長（織田八茂君）

質疑だから。

○7番（吉原経夫君）

提案者に。

○議長（織田八茂君）

人を批判するような意見はいかんよ。

○7番（吉原経夫君）

---

○議長（織田八茂君）

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時15分 休憩

午後2時29分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（織田八茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君。

○9番（服部勇夫君）

動議を出させていただきます。先ほどの吉原議員のところで議会運営委員会の出席をしていないということを言われて、これはしていないのは私1人でございましたので、私に私のところの誹謗をされたというふうにつえます。その点を踏まえましてその部分の発言の取り消しを求める動議でございます。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

ただいま発言取り消しの動議が出ました。

〔「動議賛成」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

ただいまの発言が不適切だと認めますので発言の取り消しを命じます。議長として。よろしいですか。それで終わりますので。皆さんには諮りません。議長権限で発言の停止ということにしておきます。

他に質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています、発議第7号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています、発議第7号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

討論はありませんか。

○9番（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、9番服部勇夫君。

○9番（服部勇夫君）

私はこの県に対する私学助成の増額と拡充に関する意見書に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど質疑の中でも申し上げましたとおり、前年度の部分に対して何ら今年度は変わった状況にない。その点をもちまして我々大治町議会としては前年度否決をして県の方の意見書を取り扱わないということを決めておりました。そういう点から見ると何ら変化のないところで整合性というのは保たれないという点を踏まえまして私はこの意見書に対して反対をするものでございます。

○議長（織田八茂君）

次に、原案に賛成の方の発言を求めます。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（織田八茂君）

11番浅里周平君。

○11番（浅里周平君）

ただいま服部議員から反対討論がございましたが、確かに愛知県の場合、先ほども説明しましたが全国的には平均して6番目の私学助成をやっております。これが高いか低いかと、全国的には高いところにあるだろう。しかし、愛知県の財政力を考えればもう少し、俗に言えば奮発していただいていた方がいいんじゃないかと思う。今回の議会運営委員会の判断でございます。昨年は否決と言っておりましたが否決でなくて不採択でございました。確かに間違いなく不採択としました。

しかし、昨年と比べてことはどうなのかということを考えた場合、去年とことし同じ水準で進んでいるだろうと。最新の情報は入っていませんから多分去年と同水準ということで全国的には6位のところにいるだろうと思っております。もう少し頑張ってくださいようように県に対する意見書の提出でございます。議会運営委員会で判断した判断を皆様方に同意をいただきますようお願いして私の賛成討論とします。

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから発議第7号を採決します。

発議第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（織田八茂君）

起立多数です。したがって、発議第7号は可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時34分 散会